

事業主の皆様へ

鳥取県と県内市町村からのお知らせです



平成30年度から

個人住民税の特別徴収（給与からの引き去り）を徹底します。

○特別徴収の徹底に伴い、普通徴収に切替ができる従業員は一定の基準を満たす場合に限られます。

○特別徴収できない従業員がいる場合、給与支払報告書の提出手続きが変更となります。

詳しくは裏面をご覧ください。

特別徴収とは 所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を引き去り、納税義務者である従業員に代わって、従業員に課税した市町村に納入していただく制度であり、法律で義務付けられています。

問合せ先

特別徴収徹底の取組について

〈県税務課、各県税事務所〉

具体的な手続きについて〈各市町村 住民税担当課〉

鳥取県 総務部 税務課 市町村税制支援担当 電話 0857-26-7161、7060 ファクシミリ 0857-26-7087
東部県税事務所 電話 0857-20-3503 ファクシミリ 0857-20-3519
中部県税事務所 電話 0858-23-3102 ファクシミリ 0858-23-3118
西部県税事務所 電話 0859-31-9602 ファクシミリ 0859-31-9613

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
鳥取市	市民税課	0857-20-3415	米子市	市民税課	0859-23-5114
岩美町	税務課	0857-73-1413	境港市	税務課	0859-47-1017
若桜町	税務課	0858-82-2234	日吉津村	住民課	0859-27-5951
智頭町	税務住民課	0858-75-4117	大山町	税務課	0859-54-5208
八頭町	税務課	0858-76-0204	南部町	税務課	0859-66-4802
倉吉市	税務課	0858-22-8114	伯耆町	住民課	0859-68-3114
三朝町	町民税務課	0858-43-3505	日南町	住民課	0859-82-1112
湯梨浜町	町民課	0858-35-3116	日野町	住民課	0859-72-0333
琴浦町	税務課	0858-52-1702	江府町	住民課	0859-75-3223
北栄町	税務課	0858-37-5865			

詳しくは、鳥取県ホームページをご覧ください。

鳥取県 特別徴収

検索

特別徴収ができない方がいる場合（普通徴収を認める基準に該当する場合）は、次の「普通徴収への切替手続き」により給与支払報告書を市町村へ提出してください。

普通徴収への切替手続き

①平成30年度(平成29年分)の給与支払報告書を各市町村に提出していただく際、特別徴収ができない(普通徴収の基準に該当する)方がいる場合は、「**普通徴収切替理由書兼仕切書**」(下の様式)を提出してください。

普通徴収切替理由書兼仕切書

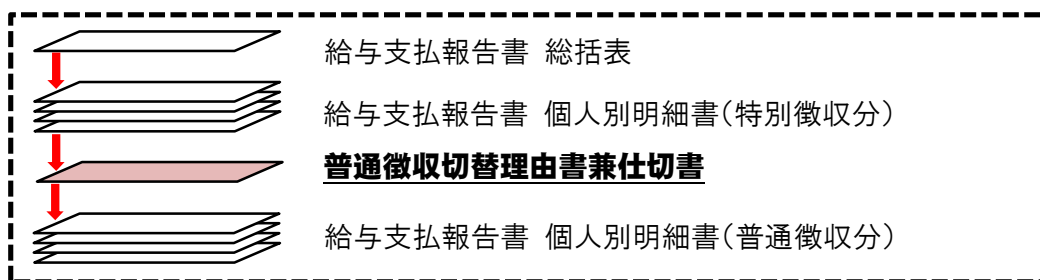
市町村名	〇〇市	指定番号	123456
事業主名	鳥取 太郎(鳥取商店)		
符号	普通徴収切替理由	人数	
普A	総従業員数が2人以下 (事業所全体の従業員の人数から、下記「普B」～「普F」に該当する全ての人数を差し引いた人数)	人	
普B	他の事業所で特別徴収されている	1人	
普C	毎月の給与が少なく、税額が引ききれない	3人	
普D	給与の支給が毎月ではない(不定期受給)	人	
普E	専従者給与が支給されている(個人事業主のみ対象)	1人	
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	人	
合 計		5人	

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の普通徴収合計人数と普通徴収に該当する個人別明細書の件数が一致することを確認して提出してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。
- 申出の内容について、さらに詳しい事情をお聞きし、特別徴収に変更する場合があります。
- 全員を特別徴収とする場合は、提出不要です。

普通徴収を認める基準 (鳥取県統一基準)

- 給与支払者(事業主)
次の条件に該当する事業主は、申出により従業員の個人住民税を普通徴収にすることができます。
A 総従業員数が2人以下(事業所全体の従業員の人数から、「2の給与所得者(従業員)」の要件に該当する全ての人数を差し引いた人数)
- 給与所得者(従業員)
次の条件のいずれかに該当する従業員の個人住民税は、事業主からの申出により普通徴収にすることができます。
B 他の事業所で特別徴収されている
C 毎月の給与が少なく、税額を引ききれない
D 給与の支給が毎月ではない(不定期受給)
E 専従者給与が支給されている(個人事業主のみ対象)
F 退職者又は退職予定者(5月末日まで)

②「普通徴収切替理由書兼仕切書」は**普通徴収分の個人別明細書の上に綴り、提出**してください。



③「普通徴収切替理由書兼仕切書」の提出とともに、**給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄**に普通徴収に該当する理由(該当する符号)を必ず記載してください。なお、個人別明細書の摘要欄に符号の記載がない場合は、特別徴収となります。

給与支払報告書(個人別明細書)	※種別	※管理番号	※
※	※区分	(受給者番号)	(個人番号)
支払を受ける者	住所	(役職名)	氏名(フリガナ)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額
源泉徴収税額			
控除対象	配偶者特別	控除対象扶養親族の数	控除対象
障害者の数	非居住者	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
(摘要)			
普F 平成30年3月31日退職予定			

退職予定者の場合は、符号に加えて、退職予定日を摘要欄に記入してください。

《給与支払報告書を eLTAX や光ディスクで提出する場合》

普通徴収に該当する従業員の「給与支払報告書(個人別明細書)」の普通徴収項目にチェック(光ディスクの場合は、普通徴収のコード入力)を行い、摘要欄にも書面による提出と同様に、上記符号の「普A」～「普F」を入力してください。

なお、eLTAX や光ディスクで給与支払報告書を提出する場合、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の提出は不要です。ただし、上記の入力がない場合、書面での提出と同様に特別徴収となります。